



明石市役所

〒673-8686
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
TEL912-1111

市政へのご意見・ご要望は…



[市民相談室] TEL918-5050 FAX918-5102
受付時間/8:55~17:40
(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

休日・夜間の救急医療は…



[消防局] TEL921-0119 FAX927-0119
[夜間休日応急診療所] TEL937-8499
[あかしユニバーサル歯科診療所(休日)]
TEL918-5664

すべての子どもの権利を守るために

市は「こども総合支援条例」を制定し、子どもに寄り添った施策を幅広く進めてきました。条例では、離婚前後のこども養育支援を規定し、養育費がきちんと子どもに届けられるように支援を行っています。今号では、養育費を子どものもとに届ける市の取り組みを紹介します。

総合的にサポート

全国の自治体にも広がる
明石市の独自施策

養育費を子どもの元へ



取り決め

参考書式の配布

立て替え

催促・回収も

差し押さえ

相談・費用補助

面会交流

親子交流の手伝い

期間を拡充して今月から受け付け

まずは、ご相談を!



取り決めをしたのに
受け取れていない養育費

3か月間、明石市が立て替えます

(※各月上限5万円)

不払いになった養育費について、市が養育費を支払う人に直接催促します。それでも支払われない場合に、市が養育費を立て替え、養育費を支払う人から回収するとともに、その後の支払いを促します。⇒ 3面へ

\ 養育費のこと、お気軽にご相談ください /

市民相談室

(平日/午前9時~午後5時)

TEL 918-5240 FAX 918-5102

✉ soudan@city.akashi.lg.jp

養育支援の
取り組みについて

2-3面



新型コロナウイルス感染症
明石市の最新情報はこちら



4面 職員募集 ほか

5面 「病児保育室にこ」が市民病院に移転します ほか

6面 7面 天文科学館だより ほか 8面 9面 情報アラカルト ほか

10面 保健メモ 11面 市民相談 12面 第2弾 あかし3割おトク商品券を販売

養育費は子どものために必要なお金です